

令和8年度相模原市食品衛生監視指導計画（案） に関する意見募集

相模原市食品衛生監視指導計画は、飲食に起因する健康被害の発生を未然に防止し、食の安全・安心の確保を図るため、飲食店・スーパー・マーケット・食品製造工場等への施設検査や、市内で流通・製造・生産されている食品等の検査、食品の安全性に関する情報提供など、本市が取り組む具体的な施策を示すものです。

この度、「令和8年度相模原市食品衛生監視指導計画」の策定に当たり、市民の皆様からのご意見を募集します。

募集期間

令和8年1月15日（木）から令和8年2月16日（月）まで

ご意見の提出方法

令和8年度相模原市食品衛生監視指導計画（案）に関するご意見とその理由、該当する箇所、住所、氏名、電話番号をご記入の上、令和8年2月16日（月）までに、直接、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で生活衛生課へご提出ください。

※募集期間外の提出や、口頭・電話でのご意見は受け付けいたしませんのでご了承ください。

※書面の様式は問いません。参考様式が裏にありますので、ご利用ください。

ご提出及びお問い合わせ先

住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

相模原市保健所 生活衛生課

電 話 042-769-9234（食品衛生班）

042-780-1413（津久井班）

FAX 042-750-3066

Eメール seikatsueisei@city.sagamihara.kanagawa.jp

生活衛生課食品衛生班あて(FAX 042-750-3066)

令和8年度相模原市食品衛生監視指導計画(案)

に関する意見提出用紙

本市では、市民の皆様から計画案に関するご意見を募集しております。

ご意見とその理由、該当する箇所、住所、氏名、電話番号を記載して直接か郵送(〒252-5277 中央区中央 2-11-15)、FAX(042-750-3066)、Eメール(seikatsueisei@city.sagamihara.kanagawa.jp)で2月16日(月)までに生活衛生課へご提出ください。

住所	〒
氏名	
電話番号	

ご意見	理 由	該当する箇所



令和8年度 相模原市食品衛生監視指導計画（案）

【お問い合わせ】

住 所 〒252-5277

相模原市中央区中央 2-11-15

相模原市保健所生活衛生課

電 話 042-769-9234（食品衛生班）

042-780-1413（津久井班）

FAX 042-750-3066

Eメール seikatsueisei@city.sagamihara.kanagawa.jp

目 次

はじめに	1
I 実施期間	2
II 重点的な取組	2
III 検査の実施	4
IV 食品等事業者自らが実施する衛生管理の促進	5
V リスクコミュニケーション及び情報提供の推進	6
VI 実施体制	7
別表1：施設検査計画	9
別表2：食品群別重点監視指導項目	9
別表3：食品等検査計画	10
(参考) 食品の安全性に関するアンケート結果	11
用語説明	12

本文中に下線が引いてある語句は、12ページ以降に用語説明があります。

令和8年度相模原市食品衛生監視指導計画（案）



潤水都市 さがみはら

はじめに

相模原市食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）は、飲食に起因する健康被害の発生を防止し、食の安全・安心の確保を図るため、飲食店・スーパー・マーケット・食品製造工場等への施設検査、市内で製造・販売されている食品等の検査、食品の安全性に関する情報提供等、本市が取り組む具体的な施策を示すものです。

国内における食中毒発生件数は近年増加傾向にあり、コロナ禍以前の水準に戻りつつあります。食中毒の発生を防ぐためにも、HACCPに沿った衛生管理を適切に実行するよう、引き続き食品を取り扱う施設に対して指導を行っていくことが求められています。

令和8年度の監視指導計画を策定するに当たっては、こうした状況を踏まえ、令和7年度に実施した「食品の安全性に関するアンケート」の結果（11ページ）を参考にして、「HACCPに沿った衛生管理の普及推進」、「食中毒防止のための取組」、「食品表示の適正化の推進」に重点を置いた計画とし、更なる食の安全・安心の確保に努めてまいります。

【計画の位置づけ】

監視指導計画は、食品衛生法第24条第1項及び「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）」に基づき毎年策定するものであり、内容については相模原市総合計画や関連する他の計画と整合・調和を図ったものとしています。



I 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

II 重点的な取組

次の3つの項目について、重点的に取り組みます。

- 1 HACCPに沿った衛生管理の普及推進
- 2 食中毒防止のための取組
- 3 食品表示の適正化の推進

1 HACCPに沿った衛生管理の普及推進

原則として全ての食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理を実施する必要があるため、食品等事業者がこれらの衛生管理を適正に実施できるよう、次の取組を行います。特に小規模な事業者については、厚生労働省が示す業種別手引書や啓発リーフレット等を活用し、HACCPに沿った衛生管理が適切に実行できるよう指導を行います。

- ・ 施設への立入検査等を通じた、HACCPに沿った衛生管理や効果検証の実施状況の確認及び未実施施設への指導
- ・ 啓発リーフレットや動画等を活用した新規事業者に対する導入の支援
- ・ 食品等事業者が行う検証の支援
- ・ 食品衛生責任者実務講習会の実施

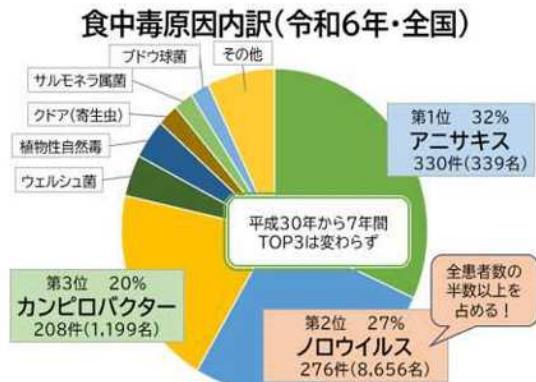


啓発リーフレット

HACCP の導入を支援するための動画

2 食中毒防止のための取組

右の表で示すように、全国的にカンピロバクターやアニサキス、ノロウイルス等を原因とする食中毒が多発しています。また、市内における過去の食中毒の発生状況を踏まえ、次の事項に重点を置いて食中毒防止に向けた取組を行います。

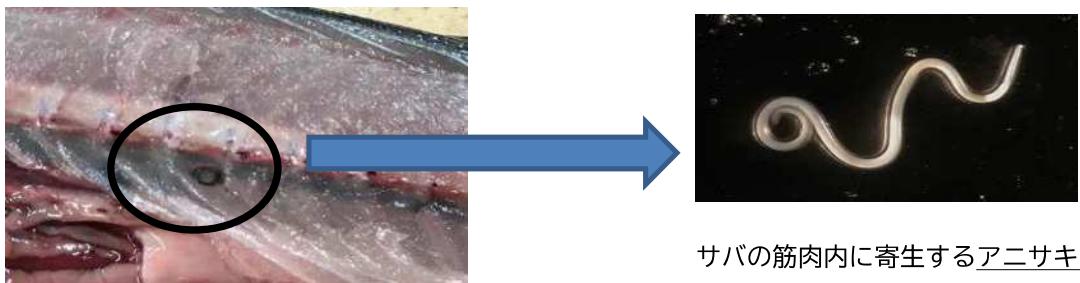


(1) 食肉を原因とする食中毒対策

- カンピロバクターによる食中毒の主な原因である生又は加熱不十分な鶏肉の取扱いに係る指導
- 豚肉、牛の肝臓を十分に加熱して提供することの指導
- 焼肉店等におけるトングや箸の使い分け等の指導
- 生食用食肉の規格基準に係る指導
- 食肉を原因とする食中毒の特徴、予防のポイント等に関する市民への注意喚起

(2) アニサキス等を原因とする魚介類の食中毒対策

- アニサキス等の除去の徹底や冷凍・加熱など虫体を死滅させる温度管理の指導
- アニサキス等を原因とする食中毒の特徴、予防に関する市民への注意喚起



サバの筋肉内に寄生するアニサキス

出典：公益社団法人 日本水産資源保護協会

(3) ノロウイルスによる食中毒対策

- 小学校や保育所、高齢者施設等の集団給食施設に対する監視
- 流行時期における集中的な監視
- 食品等取扱者の健康状態の把握、手指や調理器具の洗浄・消毒の徹底についての指導
- 二枚貝の取扱いに係る指導
- 市ホームページ、食中毒予防キャンペーン等を通じた市民への注意喚起

(4) その他の食中毒対策

- ウェルシュ菌やセレウス菌による食中毒を予防するため、加熱調理後の食品の適切な保管、施設の生産能力に応じた受注・製造に係る指導
- 飲食店に対するテイクアウトや出前（デリバリー、宅配）に適したメニューの選定等に係る指導
- （一社）相模原市食品衛生協会が実施する食中毒予防に関する事業への支援

3 食品表示の適正化の推進

消費者にとって食品を選ぶ際の重要な情報源である食品表示について、アレルゲン表示の欠落等による自主回収事例が散見されていることから、食品表示の適正化に向け、次の取組を行います。

- ・ 市内で販売されている食品の表示内容の監視
- ・ 食品関連事業者に対する適正表示に関する指導や食品表示に関する知識の普及啓発
- ・ 特定原材料の義務表示対象品目の追加等、制度の周知

III 検査の実施

1 施設検査

健康被害の発生防止を図る観点から、施設の規模、製造・調理量や品目、流通の広域性、営業の特殊性、過去の食中毒の発生状況等を考慮して年間の検査回数を定め、施設検査を行います。（別表1）

施設検査では、H A C C Pに沿った衛生管理の実施状況及び施設基準や製造基準の適合状況を確認します。また、食品群及び製造・販売の各段階の区分に応じた重点監視指導項目（別表2）を定め、食品の取扱状況を確認します。

2 食品等検査

食品衛生法に基づき定められた成分規格や、食品表示法に基づく表示基準に適合しているかを確認するため、市内で製造・販売されている食品を抜取って検査します。（別表3）

なお、抜取り検査に当たっては、G L P（業務管理基準）に基づき、内部点検や精度管理を実施し、検査の信頼性の確保に努めます。

3 食品衛生総点検

細菌性食中毒が発生しやすい夏期と、短期間に大量の食品が流通する年末には、大規模製造施設やスーパー・マーケット、消費者の利用機会が多い大規模商業施設内の飲食店等を中心に集中的に監視指導を行います。

4 違反食品等の対応

食品衛生法や食品表示法等の関係法令で定められた規格や基準に適合しない又はその疑いがある食品等を発見した場合は、被害発生防止のため直ちに調査を行います。

なお、当該食品の製造が市外で行われている場合は、直ちに製造所等を管轄する自治体へ通報し、連携して流通防止措置や改善状況の確認を行います。

5 輸入食品等への対応

市内で流通する輸入食品について抜取り検査を実施するとともに、販売店への立入調査時に適切な食品表示がされているか監視指導を行います。

6 食中毒等健康被害発生時の対応

(1) 食中毒発生時の対応

食中毒の発生を探知した場合は、「相模原市健康危機管理基本指針」を踏まえ、「相模原市食中毒対策要綱」及び「食中毒処理要領」に基づき、府内の関係部局との連携を図り、迅速かつ適切に原因究明を行うとともに、食品等事業者に対し営業の禁止・停止等の行政処分を行い、被害の拡大を防止します。

また、広域的な食中毒事案に対処するために設置された広域連携協議会に参加し、厚生労働省、都道府県等と相互に連携し、食中毒患者等の広域にわたる発生を防止します。

(2) 指定成分等含有食品やいわゆる「健康食品」による健康被害発生時の対応

食品衛生法に基づき、指定成分等含有食品を取り扱う営業者から健康被害発生等の情報の届出があった場合は、必要に応じて医師等と連携し、厚生労働大臣へ報告します。

また、いわゆる「健康食品」等による健康被害が発生した場合は、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」に基づき、必要に応じて府内の関係部局及び厚生労働省や製造所等を管轄する自治体と連携し、調査等を行います。

IV 食品等事業者自らが実施する衛生管理の促進

1 食品等事業者に向けた助言・指導

食品衛生責任者実務講習会を開催し、HACCPに沿った衛生管理、食品の適正表示、食中毒事例等の食品衛生情報の提供を行い、食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する取組を促進します。さらに、ホームページ等を活用し、食品等事業者の衛生知識に関する資質の向上を図ります。

2 食品関係団体への支援

(一社) 相模原市食品衛生協会が行う食品衛生指導員による会員施設の巡回指導等の活動に対して支援します。

3 優良施設等の表彰

多年にわたり食品衛生の向上に寄与された方及び施設を相模原市保健衛生功労者として表彰します。

V リスクコミュニケーション及び情報提供の推進

1 監視指導計画の策定及び実施結果の公表

(1) 計画の策定

監視指導計画の策定に当たっては、市ホームページへの掲載等により広く意見を募集し、市民の意見を反映するよう努めます。

(2) 実施結果の公表

監視指導計画に基づく実施結果について、次年度の6月30日までに公表します。

また、夏期及び年末の食品衛生総点検期間に実施する監視指導結果について、期間終了後に概要を公表します。

2 「相模原市食の安全・安心懇話会」の開催

食の安全と安心の相互理解を図るため、消費者（公募市民・消費者団体）、食品等事業者、農産物の生産者、学識経験者で構成する「相模原市食の安全・安心懇話会」を開催し、情報及び意見を交換します。



相模原市食の安全・安心懇話会

3 食品衛生に係る情報発信

(1) 食中毒の注意喚起

国が定める「食品衛生月間」や神奈川県による「ノロウイルス食中毒警戒情報」の発令期間に合わせて、市ホームページや横断幕等を通じて、食品等事業者や市民へ食中毒の注意喚起を行います。

(2) 食中毒予防に係る情報発信

市ホームページやリーフレット等を活用し、食中毒予防や食の安全性に関する情報を提供します。また、デジタル広告を利用した動画配信やSNS等のインターネットを活用し啓発を行います。

（一社）相模原市食品衛生協会が実施する食中毒予防キャンペーンに対して支援し、食品等事業者や市民に対して食品衛生思想の普及啓発を図ります。

(3) 講習会等の実施

市民からの要望に応じて講習会等を開催し、情報提供や意見交換を図ります。また、市内で開催される市民まつり等において、リーフレットを活用し、食品の衛生的な取扱いについて助言するとともに、必要に応じて現地指導を行います。



地域の祭り出店者への啓発リーフレット（一部抜粋）

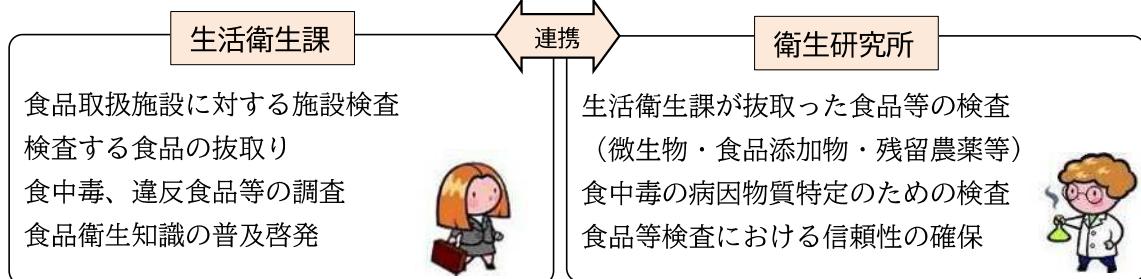
VI 実施体制

1 実施機関

監視指導については、生活衛生課と衛生研究所が連携して実施します。

また、生活衛生課の食品衛生監視員と衛生研究所の試験検査員は、研修会や研究発表会に積極的に参加し、資質向上を図ります。

なお、衛生研究所に検査業務から独立した信頼性確保部門を置き、業務管理を客観的に点検することにより、食品等検査の信頼性の確保に努めます。



生活衛生課 津久井班
(津久井保健センター)



生活衛生課 食品衛生班
(ウェルネスさがみはら)

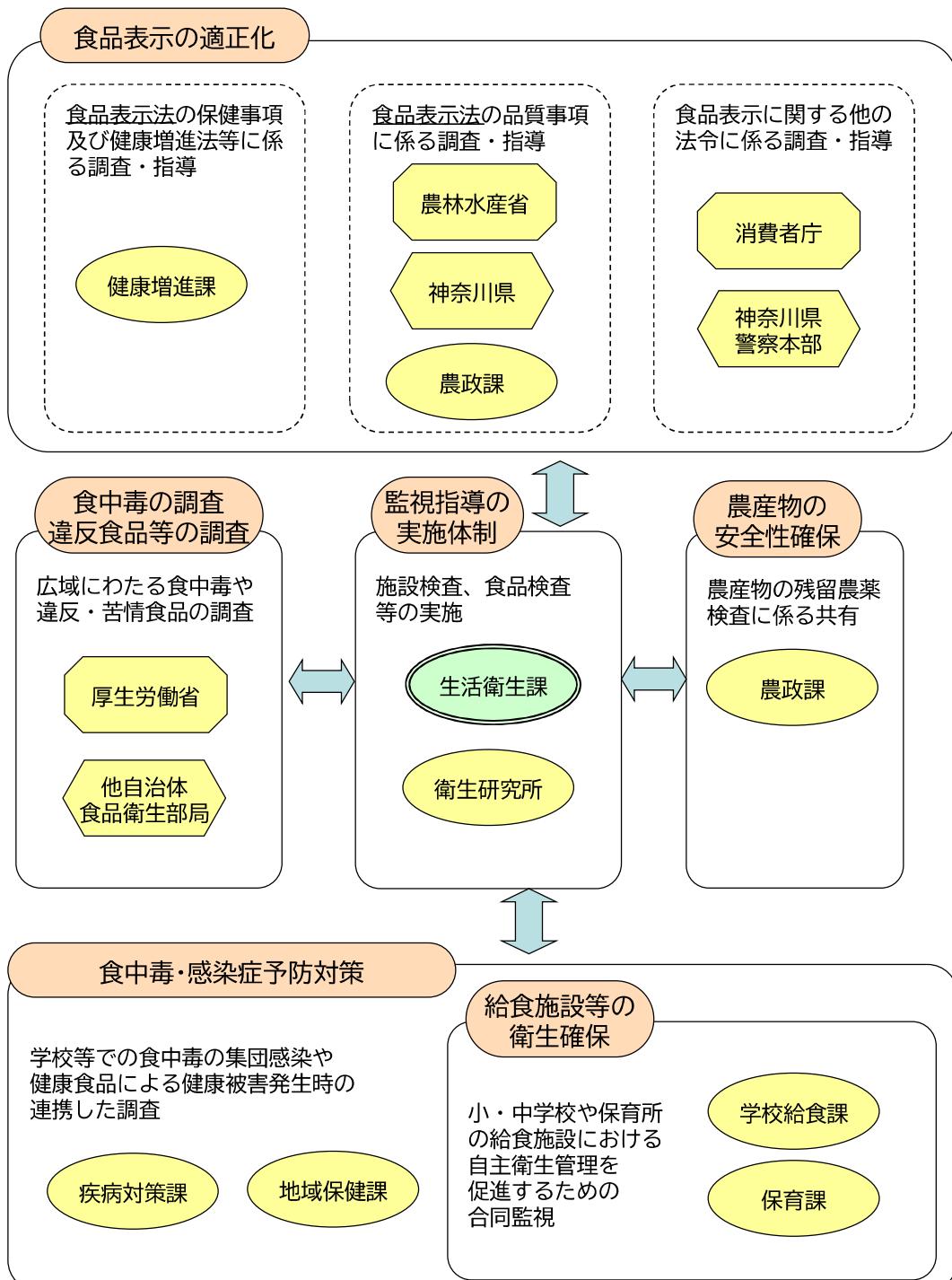


衛生研究所

2 連携機関

監視指導に当たっては、その実効性を高めるため、庁内の関係機関と連携して実施します。また、食品の流通形態が広域化・多様化していることから、国や他の自治体の関係部局との連携を図ります。

【各種事業から見た連携体制】



別表1：施設検査計画

検査回数 (目安)	対象施設	目標監視数
2回/1年 (※)	・食中毒原因施設（前年度） ・許可施設（大規模事業者の製造業・調理業）	70
1回/1年 (※)	・許可施設（上記を除いた製造業、スーパー・マーケット） ・認定小規模食鳥処理場	560
1回/3年	・届出施設（製造業（簡易な加工を除く）） ・給食施設（学校、病院等）	200
実情に応じて	・上記を除いた食品等取扱施設 ・営業許可申請等に伴う調査施設 ・市民等からの相談・要望に伴う調査・指導施設 ・関係機関からの情報提供に伴う調査・指導施設	—

(※) H A C C Pに沿った衛生管理の実施状況に応じて、回数を減ずることがある。

別表2：食品群別重点監視指導項目

食品群	製造及び加工段階	貯蔵、運搬、調理及び販売段階
食肉、食鳥肉及び食肉製品	・食肉処理施設等における微生物汚染の防止 ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存 ・食品等事業者による原材料受入時の残留抗生物質及び残留抗菌性物質の検査の実施等による原材料の安全性の確保 ・食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用	・飲食店における微生物汚染の防止 ・枝肉及びカット肉の衛生管理（保存温度、期限管理、衛生的な取扱い等） ・加熱調理 ・食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用
食鳥卵	・原料卵の自主衛生管理、施設内の衛生的な取扱い	・低温保管等温度管理 ・破卵等の検卵
水産食品（魚介類及び水産加工品）	・生食用鮮魚介類の衛生管理 ・製造過程又は加工過程における微生物汚染の防止 ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存 ・生食用かきの採捕海域等の適正表示 ・フグの適正な取扱い及び衛生的な処理	・残留動物用医薬品、微生物等の検査 ・水産食品の流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等） ・加熱を要する食品についての加熱調理
野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれらの加工品	・生食用野菜、果実等の衛生管理 ・食品等事業者による原材料受入時の残留農薬検査の実施等による原材料の安全性の確保 ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存	・生食用野菜、果実等の洗浄及び必要に応じた殺菌 ・残留農薬、汚染物質等の検査 ・有毒植物、有毒キノコの販売店からの排除
乳及び乳製品	・製造過程又は加工過程における微生物汚染の防止 ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存 ・食品等事業者による原材料受入時の残留動物用医薬品等の検査の実施等による原材料の安全性の確保	・衛生管理（保存温度、衛生的な取扱い等）

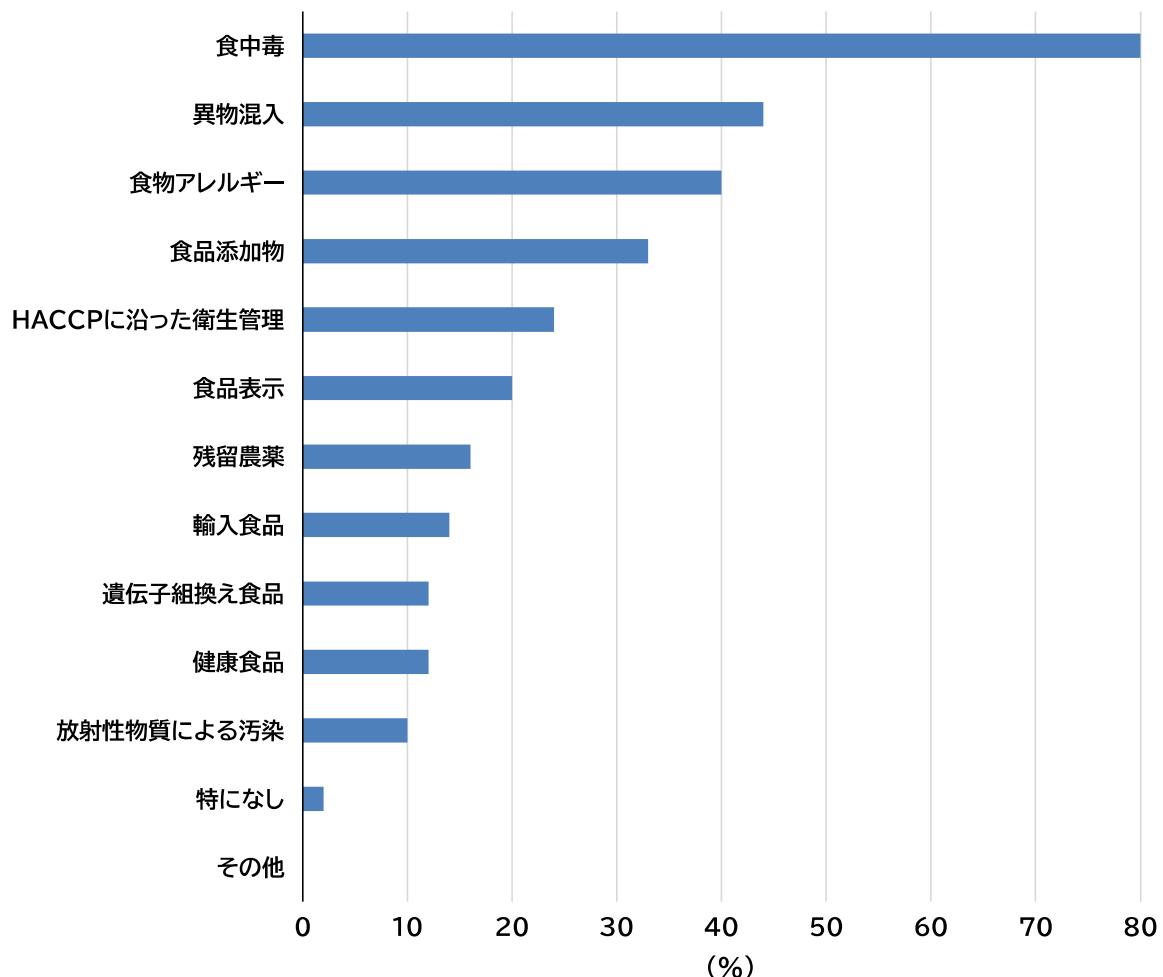
別表3：食品等検査計画

区分	分類	検査内容 主な検査項目	検査品目の例	検体数
食品	食品添加物	食品に含まれる添加物の使用及び表示の検査	菓子、調味料、 酒精飲料	85
		保存料、着色料、甘味料、防カビ剤、酸化防止剤、発色剤		
	微生物	食品の成分規格を確認するための検査	冷凍食品、 生食用鮮魚介類	70
		細菌数、大腸菌群、E.coli、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ		
	農薬・動物用医薬品	野菜や家畜などに使用された農薬や動物用医薬品の食品への残留についての検査	農産物、食肉、 魚介類、食鳥卵	60
		有機リン系農薬、有機塩素系農薬、カーバメート系農薬、ピレスロイド系農薬、合成抗菌剤、テトラサイクリン系抗生素、駆虫剤		
	重金属	重金属の食品中の含有及び容器からの溶出検査	清涼飲料水、 容器包装	13
		ヒ素、鉛、カドミウム		
特定原材料 (アレルギー物質)		食物アレルギーの原因となるアレルゲンの含有及び表示の検査	一般食品	2
		乳、卵、小麦、そば		
放射性物質		加工食品に含まれる放射性物質の検査	一般食品	5
		放射性セシウム		
合 計				235

(参考) 食品の安全性に関するアンケート結果（令和7年度実施）

【対象：市内在住又は在勤の方　方法：講習会等で配布　回答数：1, 647人】

消費者のひとりとして関心を持っている項目（複数選択可）



用語説明（五十音順）

【アニサキス】

サバ、サンマ、カツオ、イワシ、イカなどの魚介類に寄生する、体長2～3cmの寄生虫の一種。アニサキスが寄生している魚介類を生（不十分な冷凍又は加熱されたものを含む。）で食べることで、アニサキス幼虫が胃壁や腸壁に刺入して食中毒（アニサキス症）を引き起こす。

アニサキスによる食中毒は、魚介類の適切な加熱（60℃で1分以上）や冷凍（-20℃で24時間以上）、目視による虫体の除去などにより防ぐことができる。

【いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領】

いわゆる健康食品又は健康食品と称する無承認無許可医薬品による健康被害発生の未然防止及び被害発生時の拡大防止を目的として、国が、国及び各自治体において講ずべき対応の手順を定めたもの。

【ウェルシュ菌】

人に下痢、腹痛等の症状を引き起こす食中毒の原因菌の一つ。ウェルシュ菌は酸素がない状態で発育するため、カレー、シチュー、煮物等の食品が主な原因食品となる。

熱に強い芽胞を作り、高温でも死滅しないという特徴を持つことから、加熱調理した食品であっても、加熱後の保存や取り扱いに不備があると菌が増殖し、食中毒の発生につながる。

仕出し弁当や給食は、調理後から喫食までの時間が長い傾向にあるため、飲食店等に比べるとウェルシュ菌やセレウス菌による食中毒事例が多く見られる。

【SDGs（持続可能な開発目標）】

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）としている。

【カンピロバクター】

家畜、ペット、野生動物等が保菌している食中毒の原因菌の一つ。加熱不十分な食肉（特に鶏肉）や内臓、調理器具の不適切な取扱いにより二次汚染された食品を喫食することで、約2～5日の潜伏期間後に下痢、腹痛、発熱などの症状をもたらす。

多くの患者は1週間ほどで治癒するが、数週間後に手足の麻痺や顔面神経麻痺、呼吸困難などを起こす「ギラン・バレー症候群」を発症する場合もあるため、注意が必要。

【広域連携協議会】

地方厚生局の管轄区域ごとに、食品衛生法に基づき設置される協議会で、当該地方厚生局、都道府県及び保健所を設置する市等により構成される。

平常時から広域食中毒事案が発生した場合を想定した連絡体制や検査体制等に関する情報共有、応援体制の構築・確認を行い、広域食中毒の発生時には、速やかに連携を図り、原因究明や事案の拡大・再発防止等の対策を講じることを目的として設置している。

【相模原市健康危機管理基本指針】

食中毒、感染症、飲料水、毒物・劇物、医薬品、各種災害その他何らかの原因による市民の生命と健康の安全を脅かす事態に対して、被害を最小限に食いとどめるため健康危機管理の基本的な対応について定めた指針。

【相模原市食中毒対策要綱】

食品衛生法に基づく食中毒の迅速かつ的確な処理及びこの教訓を事後の食中毒予防対策に生かすため、原因究明、被害の拡大防止及び関係機関との連携等について必要な事項を定めたもの。

【相模原市総合計画】

将来の相模原市をどのようなまちにしていくのかを示す「さがみはらの未来の設計図」となるもので、市政全般の方向性を定めているもの。

【施設基準】

神奈川県が「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例」に定める基準で、営業施設の構造設備等について基準に適合しない場合は営業許可を受けることができない。

【指定成分等含有食品】

食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物として厚生労働大臣が指定したものを含む食品。強い女性ホルモン様作用を持つ物質が含まれるペニラリア・ミリフィカのほか、コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、ブラックコホシュが指定成分として定められている。

【食中毒処理要領】

食中毒の発生に対応するため、「相模原市食中毒対策要綱」に基づいて実施する調査方針の検討、調査実務、報告等に係る具体的な処理方法を定めたもの。

【食品安全・安心の確保】

食品の安全性の確保並びにこれによってもたらされる食品及び食品等事業者に対する信頼を向上させる。

【食品衛生監視員】

食品衛生法、食品表示法に基づく立入検査、食品の抜取り検査、報告徴収、衛生指導等を行うため、市長が市の職員の中から任命した者をいう。食品衛生監視員になるためには、医師、獣医師、薬剤師のほか、大学で専門知識を学ぶなど、食品衛生法で定められた資格を有する必要がある。

【食品衛生協会】

食品衛生の向上を目的に発足した食品等事業者の団体。自主管理体制の確立など、食品衛生思想の普及啓発活動を行っている。

【食品衛生指導員】

食品業界が自らの衛生管理体制を確保するための指導員で、規定の講習を修了した者の中から（一社）相模原市食品衛生協会長が任命するもの。営業施設の巡回指導等食品衛生思想の普及啓発のための自主活動を行っている。

【食品衛生法】

国民が安全に飲食できるようにするため、必要な規制や措置を決め、飲食によって起こり得る危害を防止し、国民の健康の保護を図る法律。

【食品表示法】

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度で平成27年4月1日に施行された。

【G L P（業務管理基準）】

試験、検査の信頼性を確保するための管理手法。食品衛生法においては、「検査又は試験に関する事務の管理」として検査設備の管理、検査マニュアルの作成等が規定されている。

【製造基準】

厚生労働大臣が、食品衛生法に基づき、公衆衛生上の見地から、販売の用に供する食肉製品、清涼飲料水等の食品の製造方法を定めた基準をいう。

【成分規格】

厚生労働大臣が、食品衛生法に基づき、公衆衛生上の見地から、販売の用に供する食品群ごとに細菌数や使用する添加物の制限などを定めた基準をいう。

【セレウス菌】

食中毒の原因となる細菌の一つ。本菌による食中毒は、その症状から嘔吐型と下痢型の2つに分類されるが、日本では嘔吐型が多くみられる。原因食品としては、穀類及びその加工品（焼飯類、米飯類、麺類等）が最も多く、こういった食品を加熱調理後、常温保管するなど、不適切な温度管理を行うと本菌が増殖し、產生される毒素により食中毒が起こる。

【手引書】

事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組む際の負担軽減を図るとともに、統一的な運用に資するため、食品等事業者団体が作成し、厚生労働省の食品衛生管理に関する技術検討会で内容を確認した手引書。

【動物用医薬品】

家畜や養殖魚などの病気の治療や予防のために使用される医薬品をいう。厚生労働大臣が、食品衛生法に基づき、公衆衛生上の見地から、食品への残留基準等を定めている。

【特定原材料（アレルギー物質）】

身体が食物に含まれる特定のタンパク質を異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を起こすことを食物アレルギーという。

食物アレルギーを引き起こすアレルギー物質の中でも特に発症者数、重篤度の高い8品目（えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生）は「特定原材料」として食品表示法で表示が義務付けられている。また、アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューなッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンの20品目については、「特定原材料に準ずるもの」として表示が推奨されている。なお、令和7年度中にカシューなッツが「特定原材料に準ずるもの」から「特定原材料」に繰り上げられ、ピスタチオが「特定原材料に準ずるもの」に追加されることが国から示されている。

【生食用食肉の規格基準】

厚生労働大臣が、食品衛生法に基づき公衆衛生上の見地から、牛の食肉（内臓を除く）を生食用として販売する場合の成分規格や加工、保存、調理方法について定めた基準をいう。

【ノロウイルス】

食中毒の原因となるウイルスの一つ。潜伏期間は1～2日で、おう吐、下痢、腹痛等を起こす。極めて強い感染力を有し、少量のウイルスでも発症する。ノロウイルスに汚染された二枚貝の生食による食中毒事例の他、感染した調理従事者の手指や調理器具等を介して食品を汚染したことによる食中毒事例が報告されている。

【ノロウイルス食中毒警戒情報】

ノロウイルスによる食中毒の発生は、感染性胃腸炎の多発時期と深い関連性があることから、県内における感染性胃腸炎の患者数の動向を踏まえ、県民等に注意喚起を行うために神奈川県が発令する警戒情報をいう。

【HACCP（ハサップ）】

食品の安全性を高度に保証する衛生管理の手法の一つ。食品の製造者が原材料の受入れから最終製品に至る一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保するもの。

平成30年の食品衛生法の一部改正により、原則として全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務化された。大規模事業者はコーデックス委員会が策定したHACCP7原則に基づき実施するが、小規模事業者等はその考え方を取り入れた弾力的な運用による衛生管理を実施する。

【リスクコミュニケーション】

消費者、食品等事業者、行政担当者など異なる立場の者が、それぞれ持っている食品の安全の確保に関する情報及び意見を相互に交換すること。